

No.	質問内容	回答
1	室内機を点検する場合、目視点検及び空調機を運転させた状態でのデータを取るために教室に入室する必要があります。入室可能時間帯は何時から何時まででしょうか？土曜日、休日の作業は可能ですか？	本業務の点検対象は室外機のみとなっておりますが、室外機の点検に際して、教室に入室する必要がある場合は、学校と協議のうえ、承諾を頂いた時間帯に入室して下さい。また、土曜日、休日の作業はできません。
2	業務概要(2)に「フロンの漏えいが発見された場合は、必ず漏えい場所を特定すること。」とありますが、特定の基準として室外機側とそれ以外(室内機と冷媒配管)の区切りでもよろしいでしょうか？漏えい場所が室外機以外であった場合、発見はかなり困難で冷媒回収作業、窒素での試験が必要となり、作業時間、費用の算出が難しいです。室外機以外での漏えいが確認された場合漏えい箇所の特定の為、別途費用と日数をいただける事は可能でしょうか？	冷媒管での漏えい場所特定は可能な範囲で構いません。
3	室外機の点検の際、屋外での作業可能な時間は何時から何時まででしょうか？	学校内での作業時間は原則午前９時から午後４時３０分までとします。ただし、その時間内での作業が難しく、学校との協議が整った場合のみ、上記時間外での作業を可能とします。
4	児童が在室中に点検の為の空調機の運転はしてもよろしいでしょうか？	やむを得ない場合のみ、学校と協議のうえ、承諾を頂いてから運転するようにしてください。